

4番平成会、清田哲也です。議案第四号「佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について」原案、修正案共に反対の立場で討論します。

本条例案で賛否を問おうとしている事業は、街づくり交付金を活用した事業で後世への負担を考慮し合併特例債との併用で構成されております。合併特例債の交付税措置に関し、提案者は意見陳述の中で危惧しておりますが、現在および特例期間内においてもその制度運用、つまり元利償還額の7割を基準財政需要額に算入することを国は認めており、現に当市においても合併特例債の償還相当額として交付を受けております。更に、その上積み分を交付税算定の課程において他の部分で減額されるというような事実も認められません。また、市債残高も平成26年度末には、平成21年度対比で100億円減額する見込みであります。これは、第二期行財政改革推進プランの7ページ、第二期行財政改革プランの基本的な方針として明記されており、いわゆる合併の飴と鞭の、飴である合併特例債だけに頼った市政運営ではなく、行財政改革を推進しながらも、将来に備えた事業、今だからこそ出来る事業を効率的に展開することこそが将来世代のためであると理解しておりますし、行革を置き去りにして飴だけに頼り財政危機を招いた他の自治体との大きな相違点でもあると理解しています。

私は小学校5年生の長女と大手前はどんな風になつたらいいかという話しを時折します。彼女はみんなが遊べる公園があって本を読みながらジュースやコーヒーを飲めるお店があると素敵だといいました。また、小学校3年生の長男は、佐伯でとれた野菜や魚、肉が買えて、それをもっていけば料理してくれる店があると嬉しいと言いました。後10年もたてば彼女も彼も有権者になります。今の子どもたちに佐伯が好きだ、佐伯に住みたいと言ってもらえるような街づくりをするた

めに、中心市街地活性化事業があり、今までに、その過程において大手前地区の市民が頑張っています。この状況下において同じ市民同士でその是非を問うのは佐伯市百年の大計において禍根を残すように思えてなりません。合併後10年間という期間はもちろんですが私自身の年齢から考えましても、子どもたちに本当に一つになった佐伯市を手渡すために残された時間は多くはありません。近い将来佐伯を担っていく世代に対する投資は、先に生まれた者がその責任において、たとえ痛みや辛抱を伴おうとも行わなければなりません。住民投票制度そのものの意義は理解いたしますが、本議案に定める事業を対象とし住民投票を行うのは、現在の状況から鑑み、ふさわしくないと判断し、議案第四号、原案、修正案ともに反対いたします。

議員各位のご賛同を賜りますことをお願い申し上げ、反対討論を終わります。